

都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領

1. (総則)

一般社団法人全国木材組合連合会（以下「事務局」といいます。）が、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業（以下「都市木利用拡大宣言事業」といいます。）で都市木利用拡大宣言を行う事業者（以下「宣言事業者」といいます。）に係る公募の実施については、この要領の定めによることとします。

2. (登録申請の要件)

(1) 宣言事業者に登録申請できる者は、民間事業者であって、都市部等において木造建築の普及、内装の木質化、木材製品の利用拡大等に意欲を有し、公序良俗に反する者ではないこと。

(2) 法人単位での登録となります。

3. (申請書提出に関する事項)

(1) 提出する書類

宣言事業者への登録申請を希望する者は、以下の書類を作成してください。

①「都市木利用拡大宣言登録申請書及び付表」（以下「申請書」といいます。）（別添宣言様式1）

②誓約書（別添宣言様式2）

③提出者の概要（会社概要、履歴事項全部証明書、会社ホームページの会社概要の印刷物、会社紹介のパンフレット等）が分かる書類。

(2) 募集期間

令和7年5月26日（月）から令和8年3月19日（木）17時までに持込又は郵送にて提出してください。

（注）郵送の場合は、封筒に「都市木利用拡大宣言登録申請書」在中と記載してください。期限内必着とします。

(3) 提出部数

申請書1式1部

(4) 申請書等の提出先及び事業内容・申請書作成等に関する問い合わせ先

〒107-0052 東京都港区赤坂 2-12-13 UHA 味覚糖赤坂ビル 3F

一般社団法人全国木材組合連合会 都市木材需要拡大事業事務局

電話：03-6550-8540 E-mail: info@toshimokuzai.jp

(5) 提出にあたっての注意事項

①申請書等は、返却しません。

②申請書等は、提出後に変更又は取り消しができません。

③申請書等は、申請者に断りなく当該事業以外に使用することはありません。

④申請書等に虚偽の記載をした場合は、無効とします。

⑤申請要件を有しない者が提出した申請書等は、無効とします。

⑥申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とします。

4.（宣言事業者の登録）

（１） 登録の区分

- ① 供給事業者登録は、製材業、木材市場業、流通業、プレカット業等木材を供給する者としてします。
- ② 利用事業者登録は、建築発注者、設計者、施工者等木材を利用する者としてします。

（２） 登録審査の方法

提出された登録申請書等について、外部有識者等からなる委員会が定めた基準に従って審査します。

（３） 審査の観点

目標達成の実現性（目標達成の時期及び目標達成水準など）、宣言内容の適切さ等の観点から審査します。

（４） 審査結果の通知

審査結果はメール等にて通知します。

（５） 都市における木材需要の拡大事業（以下「都市木材需要拡大事業」といいます。）の申請には、都市木材需要拡大事業申請年度を初年度とする宣言事業の３か年目標について各年の目標が必須となります。

なお、前年度までに登録済の宣言事業者については、第６の登録内容（宣言事業目標）の変更手続きが必要となります。

5.（登録情報の公開）

審査を通過した者の申請書付表の記載内容及び都市木材需要拡大事業については、事務局が作成する本事業のホームページで公開します。

登録情報公開期間は、原則として事業実施期間内とします。

なお、宣言事業者は、別添様式４により自社のホームページ又は自社の事務所に同様式に記載した目標年月まで掲示してください。

6.（登録内容の変更）

宣言事業者の登録内容に変更がある場合、別紙「宣言の申請・変更に係る提出書類」を参照の上、必要書類を事務局へ送付することとします。

7.（報告書の提出）

宣言事業者には、事務局から宣言内容の進捗確認や必要に応じて宣言後の目標に対する成果の報告書を求めることがあります。

なお、都市木材需要拡大事業の助成を受けた宣言事業者は、都市木材需要拡大事業を通じて助成を受けた年度に加え翌年度及び翌々年度を対象として、目標としている年度の翌年度の１１月末までに目標に対する成果の報告書（別添宣言様式６）の提出が必要となります。

8.（登録の抹消）

（１） ７の報告書において、目標に対する成果に著しい乖離があった場合には、宣言事業者の登録を抹消する場合があります。

（２） 宣言事業者は、宣言事業者の登録を抹消しようとする場合は、別添宣言様式５により事務局に郵

送又は電子メールで届け出ることとします。ただし、宣言事業者が都市木材需要拡大事業及び JAS 構造材実証支援事業の助成を受けた実績がある場合、助成を受けた年度の翌年度から 5 年間は登録の抹消はできません。

9. (その他)

事業の詳細、申請に必要な書式等は、事務局が作成するホームページに掲載しますので確認をお願いします。

(附則)

この通知は、令和 7 年 5 月 2 6 日から施行するものとします。

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言 登録申請書

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則 殿

住 所 :

会 社 名 :

代表者名 :

☐ 新規申請	☐ 登録内容変更・目標の更新 ※宣言No.を右に記入	No.
-------------------------------	--	-----

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目 (令和 年度)

2年目 (令和 年度)

3年目 (令和 年度)

上記の登録を申請します。

なお、このことについて一般社団法人全国木材組合連合会が設置するホームページ (<https://www.toshimokuzai.jp>) で、当社の連絡先等が公開されることを了解します。

都市木利用拡大宣言事業者 登録申請書 (付表)

1. 基本情報 (必須)

事業者名	※		
代表者名			
住所		〒 -	
連絡先		TEL:	FAX:
申請担当	部署・氏名		
	書類送付先	〒 -	
	連絡先	TEL:	FAX:
		E-Mail:	

2-1. 都市木利用拡大供給事業者企業情報 ☐

※木材製品の生産・加工・流通業等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-Mail:	
業種 (選択)	※	☐ 製材業 ☐ 木材市場業 ☐ 流通業 ☐ プレカット業 ☐ その他 ()	
主に取り扱っている都市木材 需要拡大事業関連木材製品等 (複数選択可)	※	☐ 木質耐火部材(耐火部材の種類:) ☐ 機械等級区分構造用製材(JAS) ☐ 枠組壁工法構造用製材(JAS) ☐ 構造用集成材(JAS) ☐ L V L (JAS) ☐ C L T (JAS) ☐ 内装材 ☐ 木製窓 (サッシ)	
対応樹種	※		
対応可能地域 (県名) 注 2	※		
合法木材供給事業者	※	登録 No.	
CW 法の登録木材関連事業者	※	登録 No.	
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録 No.	
その他 PR	※		

2-2. 都市木利用拡大利用事業者企業情報 ☐

※木材製品を利用し、建築、内装等に携わる方は上の□に✓を入れ、こちらにご記入ください。

担当者名または担当部署名	※		
連絡先	※	TEL:	FAX:
		E-Mail:	
業種 (選択)	※	☐ 建築物発注者 ☐ 設計者 ☐ 施工者 ☐ その他 ()	

(宣言様式 1)

主に利用する都市木材需要拡大事業関連木材製品等（複数選択可）	☐ 木質耐火部材（耐火部材の種類： ） ☐ 機械等級区分構造用製材（JAS） ☐ 枠組壁工法構造用製材（JAS） ☐ 構造用集成材（JAS） ☐ L V L（JAS） ☐ C L T（JAS） ☐ 内装材 ☐ 木製窓（サッシ）	
対応可能地域（県単位）	※	
CW 法の登録木材関連事業者	※	登録No.
森林認証制度 CoC 認定取得者	※	登録No.
その他 PR	※	

(注1) ※印の項目については本事業のホームページに掲載します。

(注2) 対応可能地域は県名を記入していただくか、全国と記載して下さい。

誓 約 書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

私は、「都市木利用拡大宣言事業者」の申請にあたり、下記のとおり誓約します。

令和 年 月 日

【申請者】

住 所 :

会社名等:

代表者名: 印

記

1. 私（法人又は団体を含む。以下同じ。）は、都市部を中心とした木材利用拡大宣言事業者の登録に係る要領（以下「要領」という。）に規定する資格要件を満たし、都市部を中心とした木材利用の拡大に努めます。
2. 私は、以下に示す者ではありません。
 - （1） 法人（法人又は団体をいう。）の役員等（法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年 法律第 77 号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）である。
 - （2） 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしている。
 - （3） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
 - （4） 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用するなどしている。
 - （5） 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している。
3. 私が登録申請書に記載した内容及び上記の誓約内容については偽りありません。

(宣言様式3)
令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言事業者登録申請書 審査結果通知書

会社名
代表者名

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則

貴社より申請された都市木利用拡大宣言事業者登録申請書について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、宣言事業者として登録されましたので、通知します。

又は

貴社より申請された都市木利用拡大宣言事業者登録申請書について、委員会が定める基準に従い審査をした結果、残念ながら登録することができませんでしたので、通知します。

記

宣言事業 No.

以上

都市木利用拡大宣言

登 録 年 月 日:令和 年 月 日

宣言事業者 No.:

住 所:

会 社 名:

代表者名:

宣言

当社は、都市部を中心とした木材の利用の拡大に取り組み、
以下の3か年目標の実施に向けて努力することとします。

3か年目標

1年目（令和 年度）

2年目（令和 年度）

3年目（令和 年度）

令和 年 月 日

都市木利用拡大宣言事業者登録の抹消について

一般社団法人全国木材組合連合会

会長 菅野 康則 殿

宣言事業 No.

会社名

代表者名

(都市における木材需要の拡大事業の助成実績のない場合)

都市木利用拡大宣言事業者登録(宣言事業 No.)を受けたところですが、都市木利用拡大宣言事業者登録の抹消をしたいので、届け出ます。

なお、都市における木材需要の拡大事業の助成を受けた実績はありません。

よろしくお取り計らいください。

又は

(都市における木材需要の拡大事業の助成実績のある場合)

都市木利用拡大宣言事業者登録(宣言事業 No.)を受けたところですが、都市木利用拡大宣言事業者登録の抹消をしたいので、届け出ます。

なお、都市における木材需要の拡大事業の助成を受けた実績がありますが、助成を受けた年度の翌年度から5年間を経過しています。

よろしくお取り計らいください。

都市木利用拡大実績報告書

一般社団法人全国木材組合連合会
会長 菅野 康則 殿

宣言事業者No.

会 社 名

代 表 者 名

当社は、都市部や非住宅分野において木材利用を推進することとして掲げた宣言及び3か年目標に対して、以下の取組を行いましたので報告します。

宣言

3か年目標

1年目（令和 年度）

2年目（令和 年度）

3年目（令和 年度）

※都市木利用拡大宣言の記載内容を転記してください

実績

1年目（令和 年度）

2年目（令和 年度）

3年目（令和 年度）

※3か年目標の数値目標と、比較ができるように記載してください

都市木材需要拡大
事業の助成有無

○以下について、可能な範囲での記入に御協力をお願いします。

①1年目における建築棟数等

・木造建築物の建築棟数

・内装に木材を利用した建築棟数

・木製サッシを利用した建築棟数

・左のうち木質耐火部材を使用した建築棟数

・左のうちJAS構造材を使用した建築棟数

②1年目における貴社の木造化・木質化に関する取組（設計、施工、木材調達での工夫・PR点など）

※都市木材需要拡大事業をきっかけに木造化に至った事例として、都市木利用拡大宣言事業のHP等に掲載をすることがあります。